

平成27年3月18日 第35号
 発行：東京二十三区清掃一部事務組合
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
 TEL 03-6238-0613～5 FAX 03-6238-0620

東京二十三区清掃一部事務組合は、
循環型社会の形成を目指しています。
<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

東京二十三区清掃一部事務組合「経営計画」について

1 計画改訂までの経緯

清掃一組では平成18年1月に、抜本的な経営改革を行うため、平成32年度までの15か年の中長期的計画として「経営計画」を策定しました。この計画に基づき、清掃工場の運転管理等業務を中心とした外部委託を進め、平成26年度までの9年間で約25%の定数削減を実現するなど、効率的・効果的な組織運営に努めてきました。

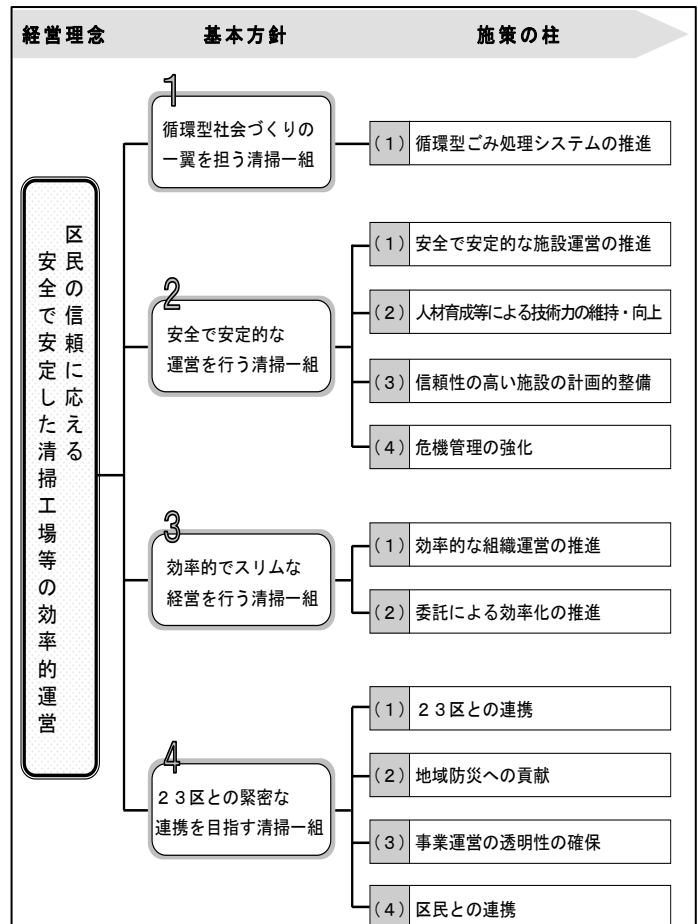
計画策定から9年が経過し、清掃一組を取り巻く環境や社会情勢に変化が生じてきたことなどを踏まえ、平成27年2月に経営計画を改訂しました。

2 経営計画の概要

今回の改訂に当たり、普遍的な経営理念を明確に位置づける必要があることから、「**区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営**」という経営理念を定めました。

計画の体系は右図のとおりです。4つの基本方針は前計画から変更していませんが、これまでの状況の変化を踏まえ、新たに国際協力、人材育成、東京エコサービス(株)の活用や、大規模災害に備えた危機管理の強化、地域防災への貢献などの取組を追加しました。

今後の財政運営に当たっては、歳出の抑制・削減と歳入の確保に努め、特別区分担金の抑制と年度間の平準化を図っていきます。



一般廃棄物処理基本計画の改定について

一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区市町村が区域内のごみ減量や適正処理について策定する計画です。清掃一組は23区のごみの中間処理等を担うことから、計画は焼却処理等の中間処理を主とした内容となっており、平成12年に清掃事業が特別区に移管されてから3回目の改定となります。前計画改定（平成22年2月）以降、東日本大震災の影響により災害対策等の意識が高まり、国や東京都の廃棄物処理施策や社会環境にも大きな変化が生じていることから、平成27年2月に計画を改定しました。計画期間は平成27年度から41年度までの15年間としました。以下、改定計画の主な項目についてご紹介します。

1 計画の目標と施策の体系

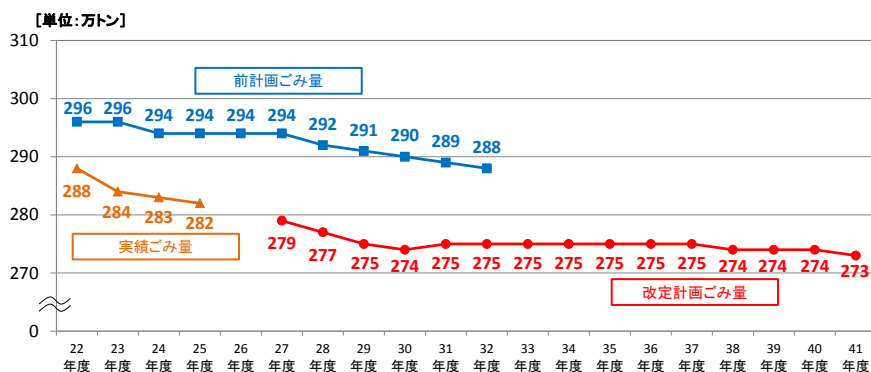
目標は「循環型ごみ処理システムの推進」として、新たに災害対策の強化を盛り込むなど、5つの施策に取り組むこととしました。また、これに基づき、不適正搬入防止対策、計画的な施設整備（延命化導入含む）の推進、焼却灰の資源化、廃棄物処理施設の強靱化、地域防災の貢献など、15の項目に取り組みます。

目標	施策	取組
循環型ごみ処理システムの推進	1 効率的で安定した中間処理体制の確保	(1) 安定稼働の確保 (2) ごみ受入体制の拡充 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握
	2 環境負荷の低減	(1) 環境保全対策 (2) 環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化防止対策の推進	(1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 (緑化、太陽光発電、雨水利用等)
	4 最終処分場の延命化	(1) ごみ処理過程での資源回収 (2) 焼却灰の資源化 (3) 破碎処理残さの埋立処分量削減
	5 災害対策の強化	(1) 廃棄物処理施設の強靱化 (2) 地域防災への貢献

図－1 本計画の施策体系

2 ごみ量予測

予測ごみ量は、平成25年度の実績値282万トンに対し、平成41年度は、9万トン減の273万トンとしました。



図－2 実績ごみ量と予測ごみ量の推移

3 清掃工場の施設整備計画

施設整備計画では、安定的かつ効率的な全量中間処理に向け、必要な焼却能力の確保や、整備工事の平準化による財政負担低減を図るため、清掃工場の新たな整備手法として延命化（稼働40年目標）を導入することとしました。

工場名	現行規模	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
練馬	—	250×2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
杉並	—	300t×2炉			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
光が丘	150t×2炉	32	150t×2炉					1	2	3	4	5	6	7	8	9
目黒	300t×2炉	25	26	300t×2炉						1	2	3	4	5	6	7
有明	200t×2炉	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
千歳	600t×1炉	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
江戸川	300t×2炉	19	20	21	22	23	300t×2炉						1	2	3	4
墨田	600t×1炉	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	600t×1炉	
北	600t×1炉	18	19	20	21	22	23	24	600t×1炉						1	2
新江東	600t×3炉	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
港	300t×3炉	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中央	300t×2炉	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
渋谷	200t×1炉	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
板橋	300t×2炉	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	300t×2炉		
多摩川	150t×2炉	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	150t×2炉	
破碎処理	180t×1炉	23	休止													

※枠内の数字は稼働年数を示す。[凡例] ■: 建替え工事期間 ※工事期間枠内の炉数は現状と同じとした ■: 延命化工事期間(概ね6か月/炉)

図-3 清掃工場等の整備スケジュール

その結果、今回の施設整備計画では、6工場を延命化し、9工場（前計画の4工場を含む。）を建て替えます。

4 最終処分場の延命化

東日本大震災の影響に伴う灰溶融処理施設の運営の見直しにより、主灰の最終処分量が増加することから、新たな削減策として、主灰のセメント原料化等を推進することとしました。

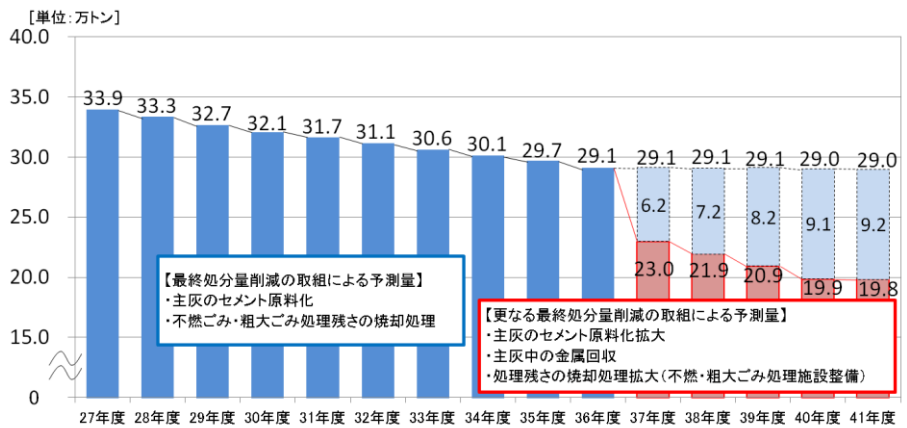


図-4 最終処分量の予測

これらの取組により最終処分量の予測は、平成36年度に29.1万トンに減少し、さらに、平成37年度以降、セメント原料化の拡大や、不燃ごみ処理残さからの徹底した資源・可燃物回収などにより、平成41年度には19.8万トンと、前計画と同程度になる見込みです。

世界経済フォーラムの「2015 循環経済賞ファイナリスト」に選ばれました

世界経済フォーラムは、毎年1月下旬にスイスのダボスで総会(ダボス会議)を開催し、世界の経済及び社会問題について議論する国際機関です。循環経済賞とは、世界経済フォーラムに今回新設された賞で、循環経済の発展に顕著な貢献をした個人、経済界、市民社会、学会などに贈られます。清掃一組は、循環経済賞の「地域・都市部門」に応募し、めざましい成果と国際協力の取組が評価され、最終選考対象6団体の一つとして、アジアで唯一「2015 循環経済賞ファイナリスト」に選ばれました。なお、「地域・都市部門」には、清掃一組の他、デンマーク、アトランタ市(アメリカ)、スUNDERLAND市(イギリス)、ニュー・サウス・ウェールズ州(オーストラリア)、ウェスタン・ケープ州(南アフリカ共和国)が最終選考対象団体となり、デンマークが最優秀賞となりました。



ファイナリストのロゴ

東京二十三区清掃一部事務組合議会報告

◆平成26年第4回定例会（平成26年12月24日開催）

○議案・報告

番号	件名	概要	結果
議案18	墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 3億6,504万円	可決
議案19	新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事 契約金額 7億6,572万円	可決
議案20	世田谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事並びに溶融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について	焼却炉補修及びその他整備工事並びに溶融処理休止に伴う改造工事 契約金額 4億4,388万円	可決
議案21	中央清掃工場プラント制御用電算システム整備工事請負契約の締結について	プラント制御用電算システム整備工事 契約金額 5億3,460万円	可決
議案22	専決処分の承認を求めることについて	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告承認について	承認
報告8	専決処分した事件の報告について	目黒清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の契約変更について	
報告9	専決処分した事件の報告について	杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更について	

◆平成27年第1回定例会（平成27年2月24日開催）

○議案

番号	件名	概要	結果
議案1	平成26年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）	補正予算額 84億4,600万円 補正後予算額 912億4,300万円	可決
議案2	平成27年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	予算額 714億6,100万円 対前年度比較 △113億3,600万円	可決
議案3	平成27年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	特別区分担金額 326億0,000万円 対前年度比較 △46億4,000万円	可決
議案4	東京二十三区清掃一部事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例	地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める。	可決
議案5	東京二十三区清掃一部事務組合行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の一部改正に伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めなどの手続きについて定める。	可決
議案6	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の給料等との均衡を図るため、給料月額等を改定する。	可決
議案7	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成26年特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区と同様に職員の給料表等を改定する。	可決
議案8	東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	関係特別区が組織する他の一部事務組合の常勤副管理者の退職手当との均衡を図るため、支給割合を改定する。	可決
議案9	東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	平成26年特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の退職手当の調整額等を改定する。	可決
議案10	和解について	事業者が負担する納付された廃棄物処理手数料に対する未納延滞金に係る債務について互いに確認し、弁済計画どおり組合に支払う。支払を履行しない場合は、直ちに強制執行を行う。	可決